

徳島県告示第四十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、生産事業者の登録を受けようとする者を対象者として、講習会を次のとおり開催する。

令和二年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

日 時	講 習 内 容	場 所
令和二年三月二日（月曜日） 午前十時から午後五時まで	一 種苗に関する法令 二 種苗の産地及び系統に関する事項 三 種苗の生産技術に関する事項	名西郡石井町石井字石井一六六番地 徳島県立農林水産総合技術支援センター